

令和4年度 つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業補助金交付要領

この交付要領は、令和4年度つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業補助金の交付等つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業について

(1) 基本的な考え方

当該事業は、ナショナルサイクルルートの指定をうけたつくば霞ヶ浦りんりんロードのさらなる魅力度向上とサイクリストの誘客を図り、本県のサイクルツーリズムの推進を目的につくば霞ヶ浦りんりんロード沿線上の施設等を活用したサイクリングイベント等の実施に要する費用の一部を補助する。

(2) 実施要件

つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線で実施されるイベント等であること。

(3) 補助対象経費

○ イベント実施などに伴う経費

- ・報償費（イベントの司会者や出演者等に対する謝礼）
- ・賃金（臨時職員などの雇用に係る賃金）
- ・消耗品費
- ・通信運搬費
- ・イベントの企画・運営、会場設営、警備、音響設備の設置・管理、ポスター及びチラシなどのデザイン・印刷などの委託料
- ・インフラ設備等、会場設営に必要な工事費
- ・イベント会場の借上料・使用料、備品や資機材のリース料
- ・一般管理費

○ 新型コロナウイルス感染症の対策に係る経費

- ・専門家からの助言に係る費用や必要な物品購入、リース料

2. その他

(1) 概算払の上限

概算払できる金額は、交付決定額の9割以内の額とする。

(2) 概算払に係る必要な書類

要綱第8条に規定する概算払いをする場合に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- ① 要綱第7条に規定する様式第5の交付決定通知書の写し
- ② 概算払請求書（様式第6）
- ③ 整備等に係る契約書の写し

附 則

この要領は、令和4年6月7日から施行する。